

# 令和3年度京都若者ライフデザイン推進事業業務委託仕様書

## 1 業務名

令和3年度京都若者ライフデザイン推進事業業務委託

## 2 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

## 3 趣旨

若者が自ら望むライフスタイルを実現するため、仕事だけでなく、結婚や家庭、子育て等を含めたトータルの人生設計（以下「ライフデザイン」という。）について考える機会を提供することを目的とする。

## 4 業務内容

本事業においては、学生や若手社員等（以下「学生等」という。）が「京都で働きながら子どもを育てる」ことを体験的に学び、それを踏まえて自らのライフデザインを考える「仕事と育児の両立体験プログラム」（以下「体験プログラム」という。）及びライフデザインを視覚的にイメージする機会としてライフデザインワークショップを実施する。

さらに、今後これらの取組を、大学や企業において自主的に継続して実施できるようにアドバイザーを派遣するなど、導入支援を行う。

### （1）体験プログラム

体験プログラムにおいては、企業等が提供するインターンシップや就業体験にあわせて、学生が、共働き家庭を訪問し子育て体験やヒアリングを行うなど、仕事と育児の両立を体験するとともに、それを踏まえた参加者間の気づきの共有等を通じて、自らのライフデザインについて考える機会が得られるようにすること。

#### ① 長期プログラム

（公財）大学コンソーシアム京都（以下「大学コンソーシアム京都」という。）が実施するインターンシッププログラムに参加する学生を対象に、同プログラムの実施期間中に学生に対して、事前学習、体験学習、事後学習、最終発表会の一連のプログラム（おおむね7日間）を実施する。

なお、実施に当たっては、大学コンソーシアム京都と調整して、学生への事業の周知や体験プログラムへの参加の働きかけ等を行うこと。

#### ア 参加学生の募集

本事業の参加学生を募集するに当たっては、大学コンソーシアム京都等との関係構築に努め、受託者において連絡・調整した上で、学生向けの説明会を実施すること。

#### イ 受入先の募集

受入家庭については、京都府内在住又は京都府内勤務（夫婦のうちどちらか一方でも

可)の共働き家庭で、原則として小学校3年生以下の子どもがいる家庭を対象とすること。

受入を検討する企業や家庭への個別説明等を行うなど、受入先を開拓するとともに、各受入先と個別の調整による、学生と受入先とのマッチングを行い、本事業の受入体制を構築する。

なお、受入体制の構築に当たっては、企業等との調整のほか、受入家庭へのヒアリングや家庭への訪問、ガイダンス、学生との顔合わせ等を実施し、学生が企業・家庭の両者それぞれと実施締結書を結ぶことにより、本プログラムの安全かつ効果的な推進を図ること。(企業から求めがない場合は、実施締結書の作成を省略しても差し支えない。)

#### ウ プログラムの実施

学生が、自身のライフデザインについて主体的に考え、具体的にイメージできるよう、プログラム内容については、以下の項目を基本として、京都府との調整の上で作成すること。また、事前学習、事後学習、最終発表会の実施に当たって講師を派遣すること。

##### (ア) 事前学習 (2日)

学生がライフデザインを考えるワークショップ、子どもとの関わり方や安全確保について学ぶ座学等を実施する。

##### (イ) 体験実習 (2日)

企業でのインターンシップ実習後に、その企業で働く共働き家庭を訪問し、育児の手伝いや子どもとの触れ合い、両立に関する意見交換等を行う。

※ 学生は基本的に2名一組で各家庭での実習を行う。

##### (ウ) 事後学習 (2日)

プログラムを通して得た気づきを振り返り、仕事と育児の両立を行うに当たっての課題点や感じたことをまとめ、今後の自身のライフデザインにどう活かすのかをまとめるワークを実施する。

##### (エ) 最終発表会 (0.5日)

プログラムに参加した学生が、体験プログラムを通じて得た気づきや成果を共有するため、最終発表会を開催する。

なお、最終発表会は、原則として一般公開にて実施するとともに、可能な限り、受入先の参加を求めるものとする。

#### エ 参加学生による体験の発信

参加学生を活用した、学生への普及・啓発を行うこと。

#### ② 短期プログラム (オンライン方式)

上記①を参考にしながら、京都ジョブパークが実施するインターンシッププログラム参加企業その他の企業が実施するインターンシップ等の参加学生を対象として、オンラインによる体験プログラムを実施する。

##### ア 参加学生の募集

本事業への参加学生を募集するに当たっては、京都ジョブパーク等との関係構築に努

め、受託者において連絡・調整した上で、学生向けの説明会を実施するなど、連携して本事業への参加学生を募集すること。

## イ 受入家庭等の募集

受入を検討する企業や家庭への個別説明等を行うなど受入先を開拓すること。

なお、受入家庭の募集については、京都府内在住又は京都府内勤務（夫婦のうちどちらか一方でも可）の共働き家庭で、原則として小学校3年生以下の子どもがいる家庭を対象とし、①イに定める長期プログラムの受入先の募集と同時に行っても差し支えない。

また、京都ジョブパーク等で行われる企業向け説明会等の機会を活用して企業へ事業の周知を行うなど、企業のインターンシップ参加学生に対して体験プログラムへの参加を働きかける企業等を募集すること。

## ウ プログラムの実施

プログラム内容については、以下の項目を基本として、京都府との調整の上で作成すること。

なお、(ア)のうち子育て体験については、学生と家庭をオンラインで接続して行うこととし、①ウ（イ）の家庭への訪問が疑似体験でき、学生にとって①ウ（イ）と同等以上の学びが得られる内容となるよう努めること。

なお、実施日数については、1日で実施できる場合においては、(ア)及び(イ)の内容を同日に実施しても差し支えない。

### (ア) 事前研修・子育て体験（1日間）

学生が、自らのライフデザインを考えるワークショップ、子どもとの関わり方や安全確保について学ぶ座学、仕事と育児の両立の実態や両立家庭での工夫を疑似体験できる動画の視聴等を行った後、体験実習として、子育て家庭とオンラインで接続し、子どもとのふれあいや、その親とのヒアリングを行う。

なお、動画については受託者において制作することとし、本事業のPRを含め、幅広く活用することを念頭に制作すること。

### (イ) 事後研修（1日間）

参加者で、(ア)の事前研修・子育て体験実施後の気づきや感じたことを共有し、それを踏まえて自身のライフデザインを再設計する。

## エ 参加学生による体験の発信

参加学生を活用した、学生への普及・啓発を行うこと。

## ③ 府内企業への体験プログラム導入支援

長期・短期の各プログラムを企業で独自に実施できるよう、導入支援を行うこと。

なお、企業で実施する場合においては、ライフデザインを考えるワークショップ及び体験実習（オンラインでの実施も可）を必須とし、その他の項目については企業の希望に応じた内容として差し支えない。

### ア 企業向け説明会の実施

体験プログラムの実施マニュアルを作成するとともに、同マニュアルを活用した企業向けの研修会や説明会を開催すること。

イ アドバイザー派遣

体験プログラムを独自に実施する企業に対して、実施マニュアルに基づく助言、指導を行うため、アドバイザーを派遣する。

④ 実施結果のとりまとめ・報告

ア 長期プログラム、短期プログラムそれぞれの参加学生について、体験プログラム参加前後の意識の変化などの効果を取りまとめの上、報告すること。

イ 次年度以降の参加学生・受入先の掘り起こしを図るための啓発資料として、体験プログラムの実施結果をまとめた事例集を作成すること。

⑤ 留意事項

ア 業務の遂行にあたり、大学コンソーシアム京都、京都ジョブパーク等の関係機関との関係構築に努め、京都府の指示の下に、関係機関と十分に協議及び連絡調整を行うこと。

イ 長期プログラムについては、体験学習期間中の事故等に備えるため、受託者において学生の保険加入手続を行うとともに、保険費用については本業務で負担すること。

⑥ 数値目標

ア 協力企業数 <sup>※1</sup>	20社
イ 受入家庭数	130家庭
ウ 長期プログラム参加者数	20名
エ 短期プログラム参加者数	300名
オ 企業向け説明会参加企業数	200社
カ 体験プログラムを独自実施する企業数	10社

※1「協力企業」とは、①イ、②イに該当する企業、自社のインターンシップ参加学生に対して体験プログラムへの参加を働きかける企業及び自社の社員の中から受入家庭を紹介する企業を指す。

(2) ライフデザインワークショップ

京都府オリジナル教材の「人生年表」を使い、学生等が自らのライフデザインを視覚的にイメージできるワークショップを実施すること。また、適宜、子育て中の社員が特別講師として学生に仕事と子育ての両立に対して感じていることを話す機会を設けるなど、学生がライフデザインをよりイメージできるような内容とすること。

① ライフデザインワークショッププログラムの実施イメージ (1回90分)

プログラムについては、以下の項目を基本として、京都府との調整の上で作成すること。

ア オリエンテーション

イ 結婚、出産、子育て等のライフイベントに関するコスト、支援制度等の紹介

#### ウ 人生年表ワーク

ライフイベントに係るシールを人生年表に貼る作業を通して、これからの人生設計を考えるワークショップを実施する。

エ 子育て中の社員との意見交換等（一日のライフサイクル紹介、質疑応答等）

### ② ライフデザインワークショップの導入支援

企業の人事担当者や大学教員等を対象にライフデザイン教育の重要性や取組方法について学べる研修会を開催するなど、企業や大学が自主的に実施できるよう導入支援を行う。

### ③ 留意事項

ア 業務の遂行にあたり、大学や企業等との関係構築に努め、京都府の指示の下に、十分に協議及び連絡調整を行うこと。

イ ライフデザインワークショップ実施後に、体験プログラムへの参加につなげることを意識して実施するなど、業務の効果的な実施に努めること。

### ④ 数値目標

ア	ワークショップ実施回数	20回
イ	ワークショップ参加者数	250名
ウ	ライフデザイン導入研修参加者数	100名
エ	ライフデザインワークショップ独自実施大学・企業	10大学・社

## 5 提案に基づいて実施する内容

4に定める業務を効果的に実施するため、以下の項目については受託者において提案を行い、京都府と調整した上で実施すること

### (1) 体験プログラム

- ① 参加学生及び受入先募集、学生と受入先のマッチング
- ② 4（1）①及び②の詳細な実施内容
- ③ 府内企業へ体験プログラムを広めていくための広報啓発、導入支援
- ④ その他、事業の効果的な実施にあたって参考となる内容

### (2) ライフデザインワークショップ

- ① 4（2）①の詳細な実施内容
- ② ライフデザインワークショップの取組をさらに広めていくための広報啓発、導入支援
- ③ その他、事業の効果的な実施にあたって参考となる内容

## 6 その他

- (1) 業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、京都府と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、京都府の指示するところによるものとする。
- (2) 業務を通じて取得した個人情報については、京都府個人情報保護条例（平成8年京都

府条例第1号) その他関係規程に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。

- (3) 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都府の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。
- (4) 本業務に固有の手法、資料の著作権は京都府に帰属するものとする。
- (5) 業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、京都府に有益な提案を積極的に行うものとする。
- (6) 本事業が完了したときは、京都府の定める方法により報告書を提出すること。
- (7) 京都府事業の受託であることを理解し、法令を遵守し業務を執行すること。
- (8) 本業務は内閣府「地域少子化対策重点推進交付金」を活用した事業であるため、業務に係る書類は事業終了後5年間保存の上、京都府監査委員事務局や会計検査院の監査対象となった場合は協力すること。
- (9) 契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容等については、京都府が受託者と協議して決定するものとする。
- (10) 本事業の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に配慮した防止対策を講じること。